

第二十二号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業局長が定める職員に対しては、支給しない。

第六条第二項中「前項の「扶養親族」とは」を「扶養手当の支給については」に改め、「の各号」を削り、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項にただし書を加える改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、扶養手当の支給要件が改められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。